

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究

— 視覚障害者の補装具及び日常生活用具に関する実態調査—

研究分担者 山田明子 国立障害者リハビリテーションセンター病院 リハビリテーション部
研究協力者 奈良里紗 東京大学先端科学技術研究センター
清水朋美 国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部
松井孝子 国立障害者リハビリテーションセンター病院 リハビリテーション部
齋藤崇志 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部

研究要旨

本研究では、視覚障害児・者の補装具及び日常生活用具の給付と活用実態を明らかにすることを目的とした。

視覚障害児・者に対して、ウェブフォームおよびメールを用いた質問紙調査を実施した。視覚障害当事者団体を中心に調査への協力を働きかけたところ、視覚障害児・者 271 名から回答が得られた。

補装具別に使用率をみると、視覚障害者安全つえ 225 人（83.0%）、義眼 28 人（10.3%）、眼鏡（矯正用）74 人（27.0%）、眼鏡（遮光用）106 人（39.1%）、眼鏡（コンタクトレンズ）12 人（4.0%）、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）7 人（3.0%）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）24 人（9.0%）、日常生活用具に関しては、スクリーンリーダー166 人（70.9%）、デージー図書等録音再生機 165 人（70.5%）、音声体重計 120 人（51.3%）、音声時計 93 人（39.7%）、点字ディスプレイ 84 人（35.9%）、触時計 72 人（30.8%）、据え置き型拡大読書器 55 人（23.5%）、携帯型拡大読書器 39 人（16.7%）となっており、多くの視覚障害児・者がこれらの制度を利用していることが示された。一方で、補装具や日常生活用具をうまく活用できていないとの結果や制度を利用する際の情報提供元や選定先、困った際の相談先が多様化しているという結果が示された。以上のことから

1. 支給に関する情報とともに、十分に活用するためには、その使い方についての訓練が必要であるという情報提供
2. 社会参加のために活用できる補装具や日常生活用具の支給につながる選定時のアセスメント方法等の検討
3. 補装具や日常生活用具の選定、支給に関わるすべての者が支給制度についての正しい知識を得ることができる情報提供の場などの環境調整が必要であることが示唆された。

A. 研究目的

視覚障害に関連する補装具（以下、視覚系補装具）は、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡の3つの種目が定められている。日本視覚障害者団体連合が視覚障害当事者を対象に行った調査では、視覚障害者の補装具の使用率は77.7%、日常生活用具は78.2%と、多くの視覚障害者が利用している制度であることが確認されている。それにもかかわらず、制度を利用

しているが満足していない割合は補装具で56.2%、日常生活用具で64.4%に達することが明らかになっている [1]。

そこで、本研究では上述の調査研究等を踏まえて、補装具及び日常生活用具の支給及び活用実態について、より詳細な実態を調査し、今後の施策における基礎的資料を得ることを目的とした。

B. 研究方法

(1) 実施方法

電子メール配信による WEB 調査を実施した。WEB 調査については、ロービジョン当事者による見やすさへのユーザビリティチェック及び音声読み上げソフトによるアクセシビリティチェックを行った。また、希望する視覚障害者に対しては、空メールを送信すると自動的にメール版質問紙が参加者へ配信されるシステムを構築し、テキストデータによる回答も可能とした。

- 調査時期 2023 年 9 月から 10 月
- 調査方法 アンケート調査 (WEB)
- 調査対象 補装具の使用経験に関係なく、すべての視覚障害者
- 周知方法 視覚障害児・者が所属する当事者団体をはじめ、視覚障害関連のメーリングリスト、SNS 等を活用

また、調査にあたっては、関連団体に所属している視覚障害者等に個々に本調査への協力を依頼した。

具体的には、認定 NPO 法人視覚障害者の就労を支援する会 (タートル)、日本弱視者ネットワーク、日本視覚障害者団体連合、名古屋市視覚障害者協会、近畿ビジョンサポート、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会、視覚障害リハビリテーション協会、やまネット、馬場村塾、wacca、視覚障がい者ライフサポート機構に所属している方に対して募集を行った。

(2) 調査内容

調査項目は表 1 の通りとした。なお、調査項目の設定にあたり、視覚障害者 10 名に対して予備調査を行った。設問に出てくる福祉用具は、視覚障害児・者の間では、一般的に呼ばれている用語を採用した (表 2)。

(倫理面への配慮)

本研究は東京大学先端科学技術研究センター倫理審査委員会の承認を受けて行われた (審査番号: 23-175)

表 1 アンケート項目表

項目	内容
属性	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住地、年代、職業 ● 社会人、アルバイトの業務内容 ● 視覚障害となった原因疾患 ● 診断時の年代 ● 視覚障害の障害手帳の等級と取得時の年齢 ● 家族との同居の有無 等
補装具 (7 種類) について	<ul style="list-style-type: none"> ● 補装具の使用の有無、所持数、補装具を取得した場所 ● 補装具の使用にあたっての指導経験の有無、使用頻度、補装具の使い分けなど ● 補装具申請についての情報提供の有無 ● 申請の実施の有無 ● 申請できなかった補装具とその理由 ● 補装具の処方経験の有無 ● 補装具の活用の有無とその理由等
日常生活用具 について	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活用具の使用の有無 ● 使用している日常生活用具 ● 日常生活用具の利活用状況とその理由 ● 使用できなかった日常生活用具の現在の状況 ● 日常生活用具で困ったことと対応方法 等

表 2 補装具名称と本調査で用いた対照表

福祉用具名 (補装具名称)	一般用語 (本調査で使用)
視覚障害者安全つえ	白杖
義眼	義眼
眼鏡 (矯正用)	矯正眼鏡
眼鏡 (遮光用)	遮光眼鏡
眼鏡 (コンタクトレンズ)	コンタクトレンズ
眼鏡 (弱視用 掛けめがね式)	弱視眼鏡掛けめがね式
眼鏡 (弱視用 焦点調整式)	単眼鏡

C. 研究結果

1. 補装具に関する実態調査の結果

(1) 回答者属性

271名の視覚障害児・者からの回答が得られた。そのうち、有効回答数は271名(100.0%)であった。

参加者の個人属性としては、居住地では多い順に東京都49名(18.1%)、神奈川県29名(10.7%)、

埼玉県23名(8.5%)となっていた(図1)。

年代では、多い順に50代が80名(29.5%)、60代が56名(20.7%)、40代が41名(15.1%)となっていた(図2)。

職業別では、学生が17名(6.3%)、社会人が178名(65.7%)、無職が65名(24.0%)であった(図3)。

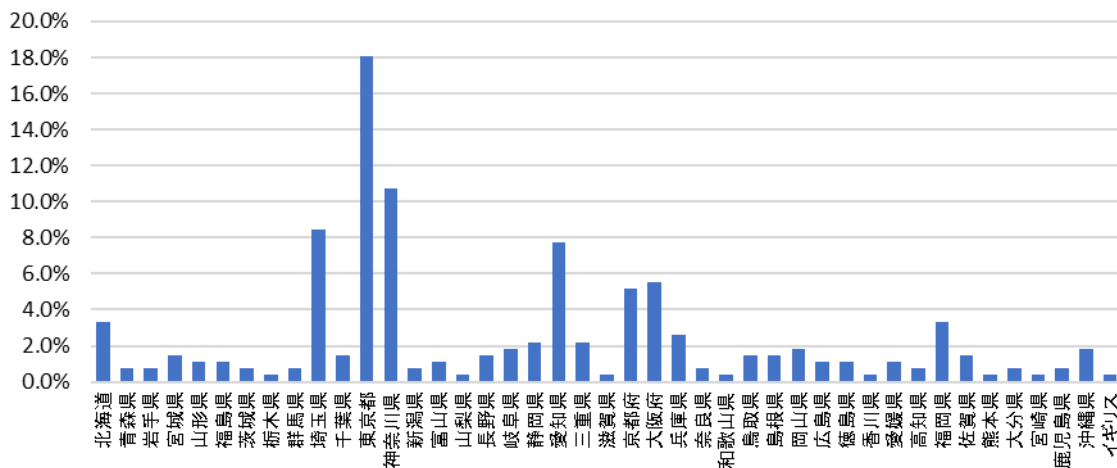


図1 都道府県別回答者数

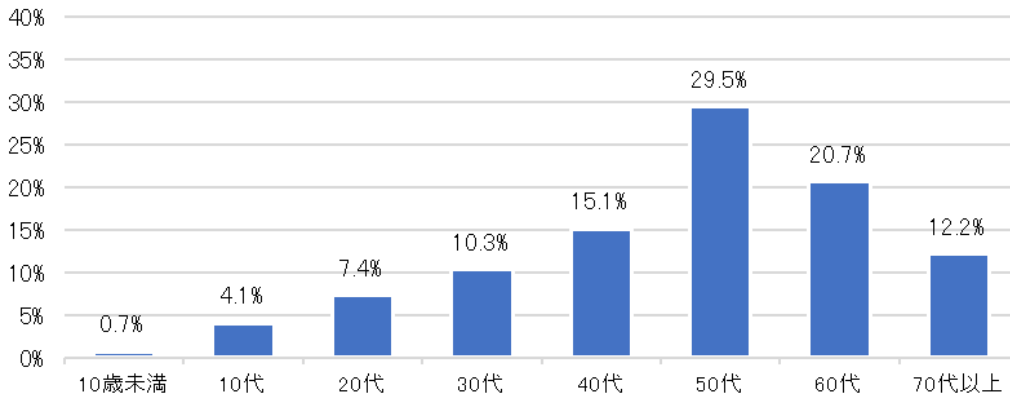


図2 年代別回答者数

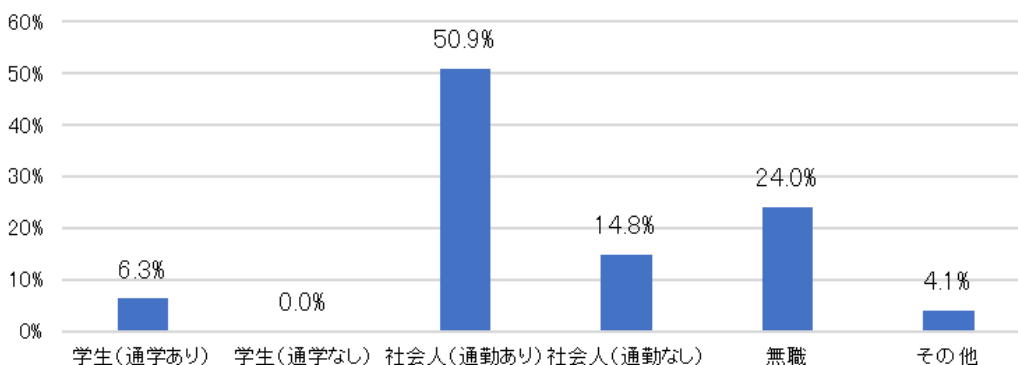


図3 職業別回答者数

主な原因疾患については、網膜色素変性が109名(40.2%)、先天眼疾患(先天白内障)が44名(16.2%)、緑内障が42名(15.5%)の順に多かった(図4)。

視覚障害と診断された年代については、10歳未満が130名(48.0%)、10代が42名(15.5%)、30代が34名(12.5%)の順に多かった(図5)。

視覚障害者手帳の等級については、1級が174名(64.2%)、2級が70名(25.8%)、3級以下(3級~6級)が19名(7.0%)となっていた(図6)。

同居家族の有無について尋ねたところ、ありと回答したのは200名(73.8%)、いないと回答したのは71名(26.2%)であった(図7)。



図4 視覚障害の主な原因疾患名

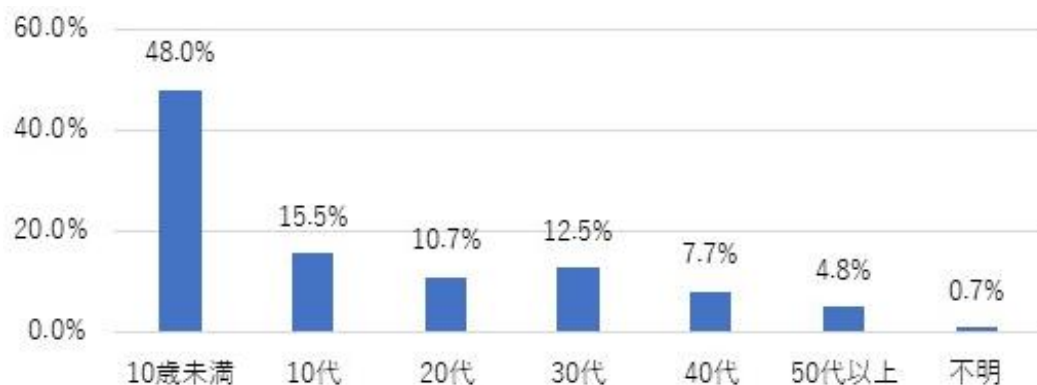


図5 診断された時の年代

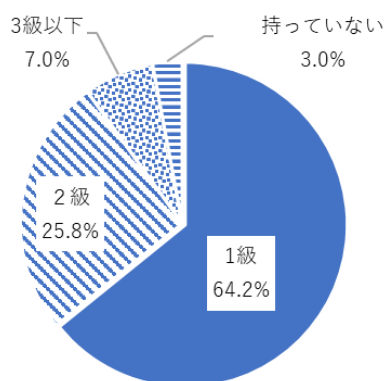


図6 視覚障害の障害者手帳の等級

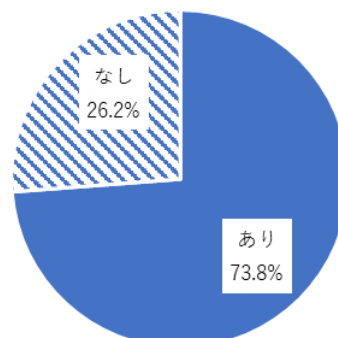


図7 同居の有無

(2) 補装具別にみた使用実態

補装具の使用状況（図 8）については、視覚障害者安全つえが 225 名（83.0%）、眼鏡（遮光用）が 106 名（39.1%）、眼鏡（矯正用）が 74 名（27.3%）、義眼が 28 名（10.3%）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）が 24 名（8.9%）、眼鏡（コンタクトレンズ）が 12 名（4.4%）、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）が 7 名（2.6%）であった。

補装具の所持数（表 3）については、視覚障害者安

全つえでは 1 本が 37 名（16.4%）2 本以上が 187 名（83.1%）、義眼では 1 個が 14 名（50.0%）2 個以上が 13 名（46.4%）、眼鏡（矯正用）では 1 本 35 名（47.3%）2 本以上 39 名（52.7%）、眼鏡（遮光用）では 1 本が 47 名（44.3%）2 本以上 59 名（55.7%）、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）では 1 本 5 名（71.4%）2 本以上 2 名（28.6%）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）1 本 13 名（54.2%）2 本以上 11 名（45.8%）、であった。

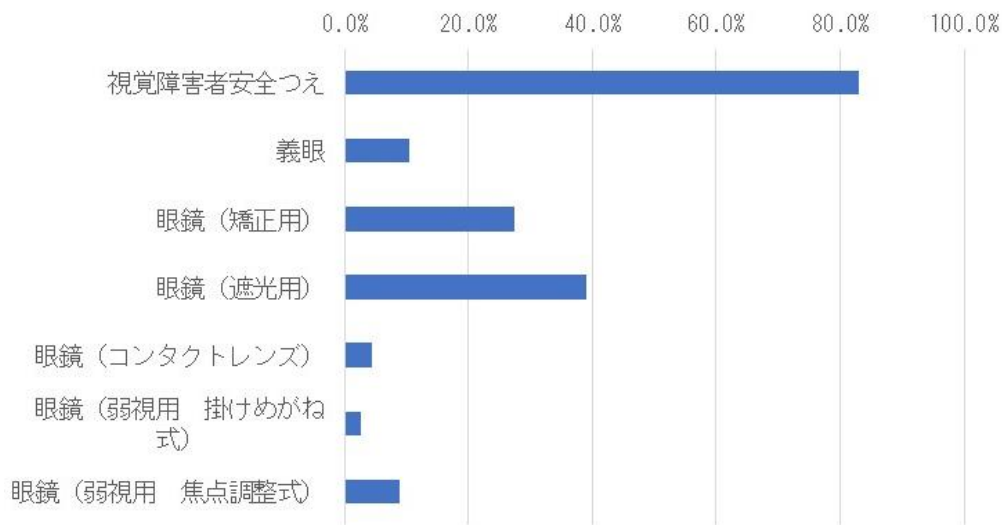


図 8 補装具の使用状況

表 3 補装具の所持数

	1本(個)	2本(個)	3本以上(個)	回答しない	合計
視覚障害者安全つえ	37	95	92	1	167
	16.4%	42.2%	40.9%	0.4%	100.0%
義眼	14	7	6	1	28
	50.0%	25.0%	21.4%	3.6%	100.0%
眼鏡（矯正用）	35	22	17	—	74
	47.3%	29.7%	23.0%	—	100.0%
眼鏡（遮光用）	47	34	25	—	106
	44.3%	32.1%	23.6%	—	100.0%
眼鏡（弱視用 掛けめがね式）	5	1	1	—	7
	71.4%	14.3%	14.3%	—	100.0%
眼鏡（弱視用 焦点調整式）	13	6	5	—	24
	54.2%	25.0%	20.8%	—	100.0%

補装具別に用途による使い分け（図 9）については、視覚障害者安全つえでは折りたたみ式と直杖式を使い分けている者が 64 名（28.4%）、眼鏡（遮光用）では室内用と室外用を使い分けている者が 46 名（43.4%）、眼鏡（矯正用）では遠くを見る時と近くを見る時とで使い分けている者が 33 名（44.6%）、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）を使い分けている者は 1 名（14.3%）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）を使い分けている者は 6 名（25.0%）、であった。

自分に合う補装具を探した場所（表 4）については、視覚障害者安全つえでは回答数の多い順に 点字図書館など福祉施設 132 名（58.7%）、販売店やメー

カーが 38 名（16.9%）、視覚特別支援学校が 23 名（10.2%）であった。

眼鏡（矯正用）では、眼科 37 名（49.3%）、眼鏡店 35 名（46.7%）、その他 2 名（2.7%）、眼鏡（遮光用）では、眼鏡店 50 名（47.2%）、眼科 45 名（42.5%）、点字図書館など福祉施設 6 名（5.7%）であった。

眼鏡（弱視用 掛けめがね式）では、眼鏡店 5 名（71.4%）、眼科、点字図書館など福祉施設ともに 1 名（14.3%）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）では、その他 8 名（33.3%）、眼鏡店 7 名（29.2%）、視覚特別支援学校 4 名（16.7%）であった。

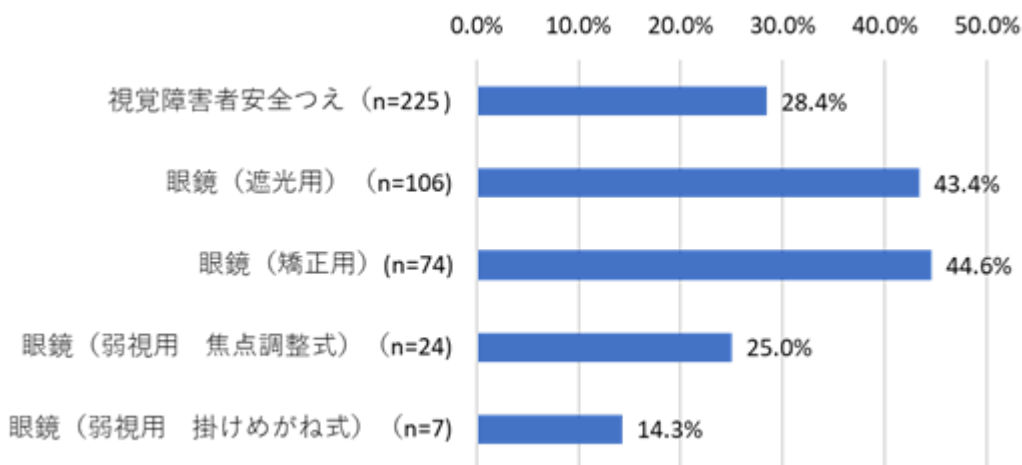


図 9 補装具別の使い分けをしている割合

表 4 補装具を探した場所

	複数回答							
	眼科	眼鏡店	点字図書館など福祉施設	視覚特別支援学校	販売店やメーカー	役所	インターネットショッピング	その他
視覚障害者安全つえ n=225	4 1.8%		132 58.7%	23 10.2%	38 16.9%	5 2.2%	16 7.1%	12 5.3%
眼鏡 (矯正用) n=74	37 49.3%	35 46.7%	1 1.3%	0 0.0%				2 3%
眼鏡 (遮光用) n=106	45 42.5%	50 47.2%	6 5.7%	0 0.0%				5 4.7%
眼鏡 (弱視用 掛けめがね式) n=24	1 14.3%	5 71.4%	1 14.3%	0 0.0%				0 0%
眼鏡 (弱視用 焦点調整式) n=12	3 12.5%	7 29.2%	2 8.3%	4 16.7%				8 33%

補装具別に専門家から訓練を受けた経験について尋ねたところ、経験があると回答したのは、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）6名（85.7%）、義眼23名（82.1%）、視覚障害者安全つえ167名（74.2%）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）17名（70.8%）、眼鏡（遮光用）69名（65.1%）、眼鏡（矯正用）37名（50.0%）であった（図10）。

上記の質問で経験が「ある」と回答した者に対し

て、訓練回数を尋ねたところ、最も訓練回数の割合が多かったのは、眼鏡（矯正用）の1回23名（62.2%）、次いで、視覚障害者安全つえの4回以上98名（58.7%）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）の4回以上9名（52.9%）、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）の1回3名（50.0%）、眼鏡（遮光用）の1回34名（49.3%）、義眼の1回10名（43.5%）であった（図11）。

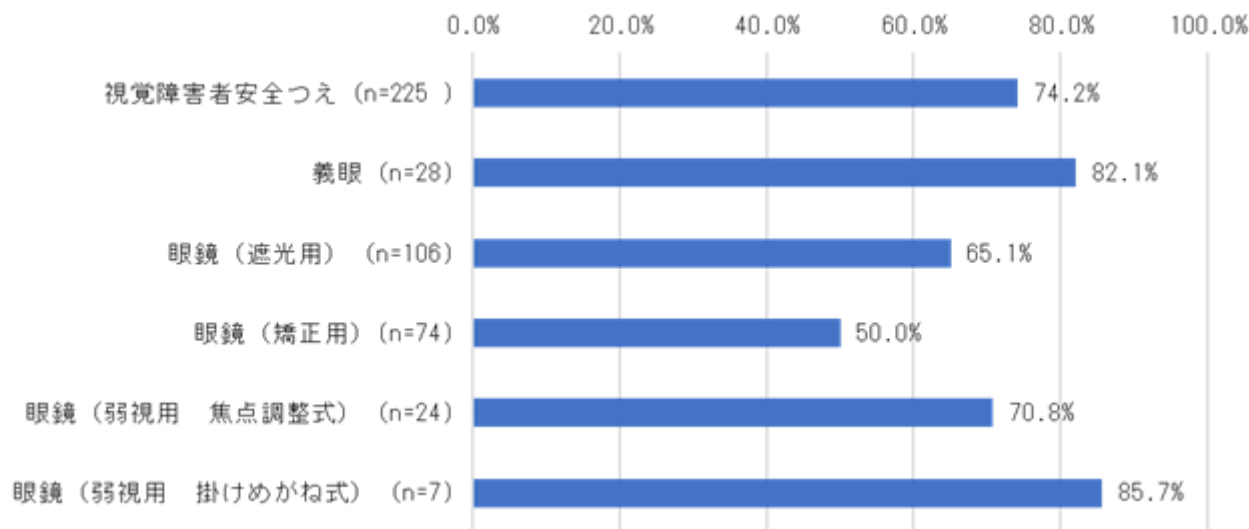


図10 補装具別の専門家からの訓練を受けた割合

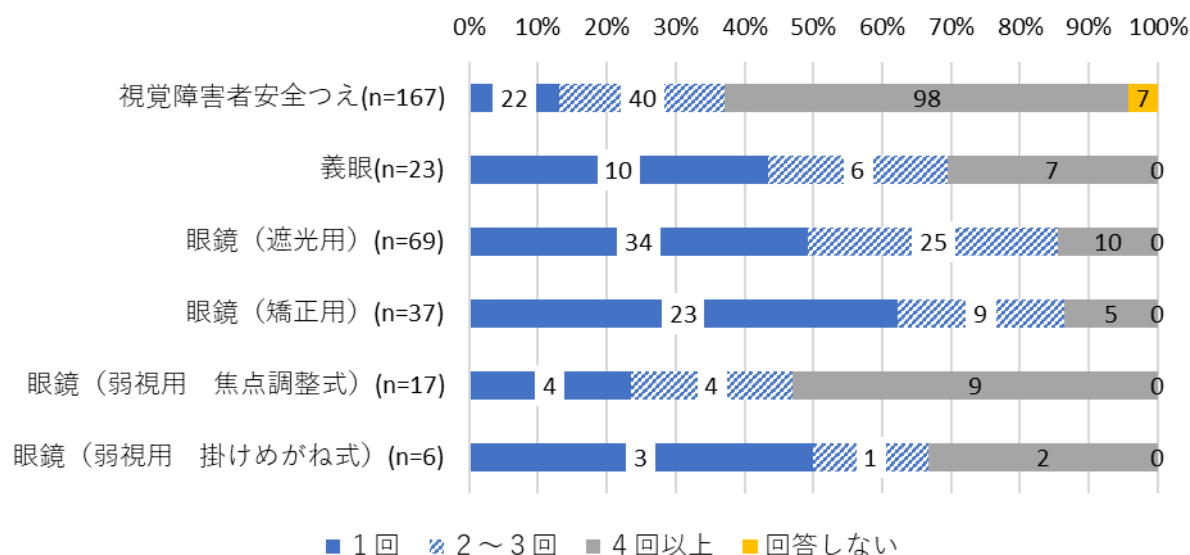


図11 補装具別の専門家からの訓練を受けた頻度

補装具別に、役に立っている程度について尋ねたところ、視覚障害者安全つえでは、とても役に立っているとする回答が221名(98.2%)、全く役に立っていない・役に立っていないとする回答が2名(0.9%)、義眼では、とても役に立っている・役に立っているとする回答が26名(92.9%)、全く役に立っていない・役に立っていないとする回答が1名(3.6%)、眼鏡(遮光用)では、とても役に立っている・役に立っているとする回答が94名(88.7%)、全く役に立っていない・役に立っていないとする回答が5名(4.7%)、眼鏡(矯正用)では、とても役に立っている・役に立っているとする回答が70名(94.6%)、とても役に立っている・役に立っているとする回答が12名(100.0%)、眼鏡(弱視用 焦点調整式)では、とても役に立っている・役に立っているとする回答が17名(70.8%)、全く役に立っていない・役に立っていないとする回答が5名(20.8%)、眼鏡(弱視用 掛けめがね式)では、とても役に立っている・役に立っているとする回答が6名(85.7%)、全く役に立っていない・役に立っていないとする回答が1名(14.3%)であった(図12)。

最後に、補装具の中でもっとも使用割合の高かった視覚障害者安全つえについて、視覚障害者安全つえの所持本数と自分に合う視覚障害者安全つえを探した場所についてみると、所持本数が1本と回答し

た者は、点字図書館が22名(52.4%)と最も多く、次いで販売店やメーカー7名(16.7%)、視覚特別支援学校、インターネットショッピングが4名(9.5%)であった。2本、3本以上については、点字図書館などの福祉施設がそれぞれ55名(57.9%)、54名(58.7%)、販売店やメーカーが10名(16.8%)、9名(16.3%)、視覚特別支援学校が16名(10.5%)、9名(16.3%)となっており、同様の傾向を示していた(図13)。

全く役に立っていない・役に立っていないとする回答が3名(4.1%)、眼鏡(コンタクトレンズ)では、そこで、所持本数別に歩行訓練を受けた経験の有無についてクロス集計をしたところ、所持本数1本では歩行訓練を受けた経験は18名(48.6%)であるのに対し、2本では79名(83.7%)、3本以上で69名(75.0%)と8割以上となっており、複数本持っている人ほど歩行訓練を受けた割合が高くなっていた(図14)。

次に、歩行訓練を受けた経験と視覚障害者安全つえを探した場所との関係を見ると、訓練を受けた人は、点字図書館などの福祉施設で探した場合がもっとも多く全体の101名(59.8%)であった。一方で、眼科及び役所で視覚障害者安全つえを探し歩行訓練を受けた経験がある者は3名(2%)と極めて低い水準であることが示された(図15)。

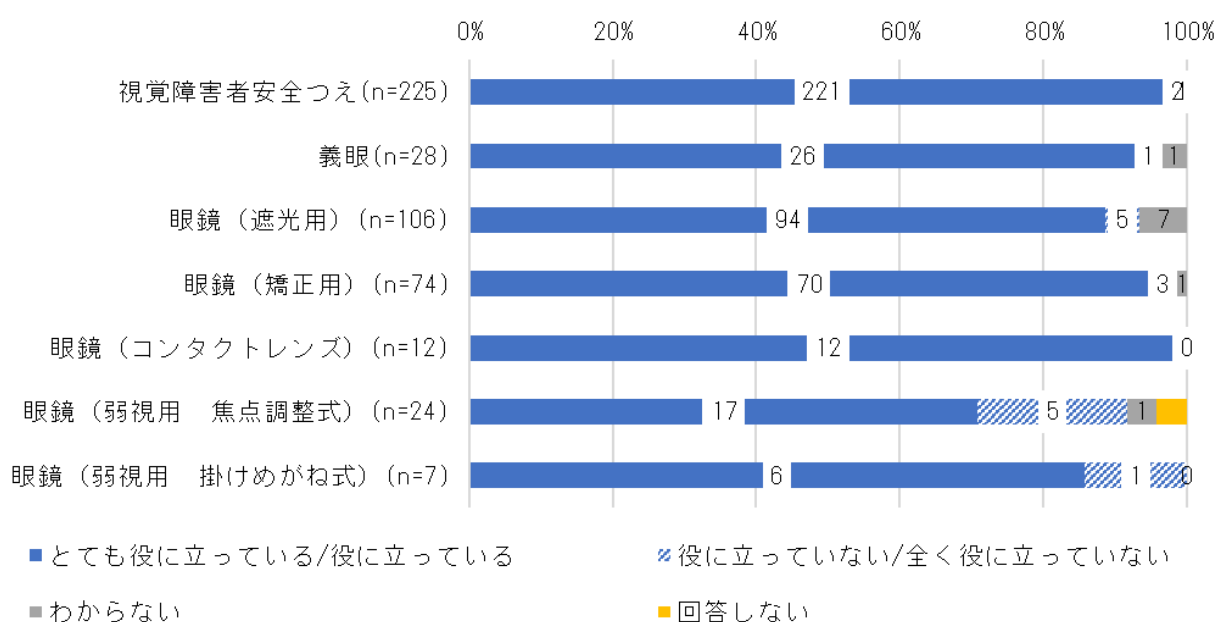


図12 補装具別の利便性

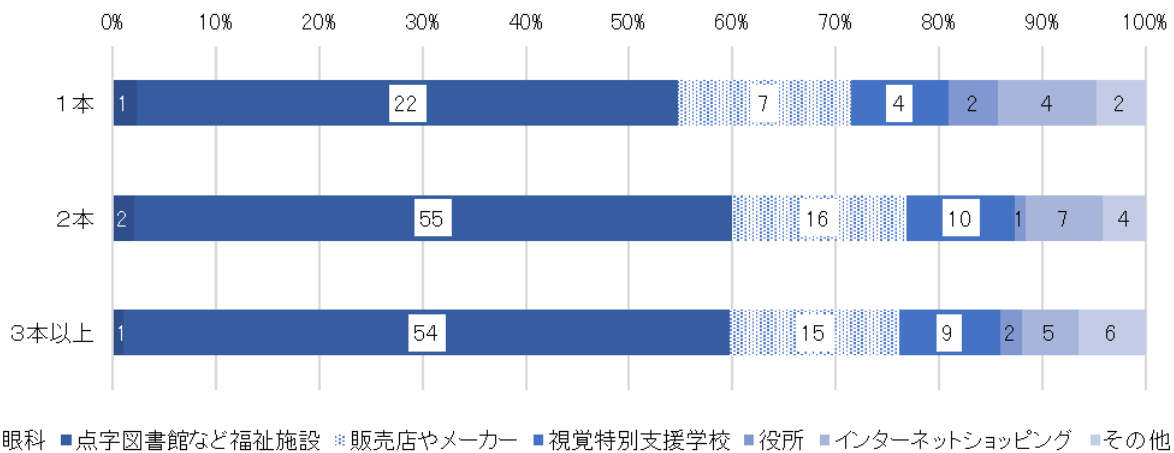


図 13 視覚障害者安全つえの所持本数別の購入先

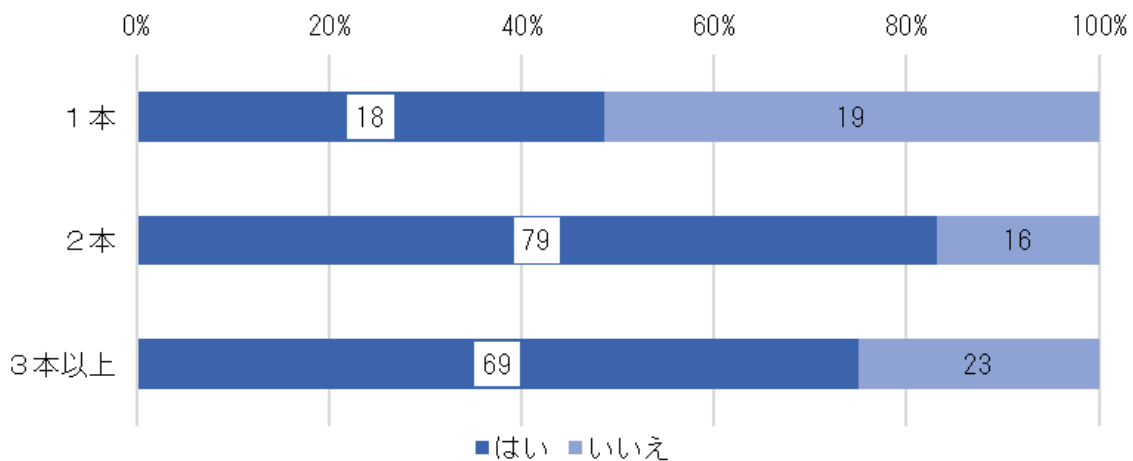


図 14 視覚障害者安全つえの所持本数別の歩行訓練の経験

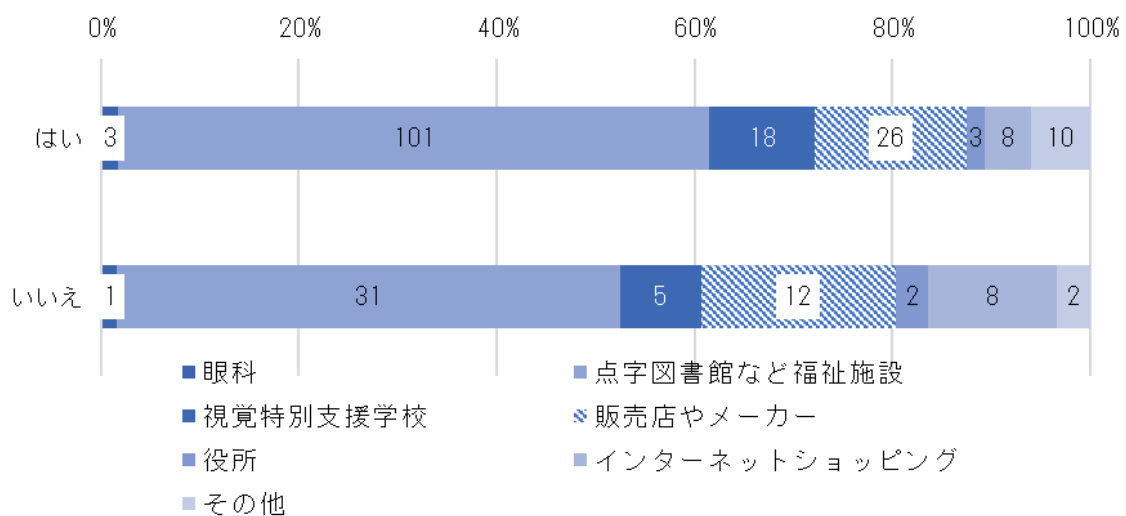


図 15 歩行訓練を受けた経験別の購入先

歩行訓練を受けた経験が「ある」と回答した者のうち、所持本数と歩行訓練の期間について尋ねたところ、所持本数の数に関係なく、歩行訓練を4回以上受けている割合がもっとも多く約6割程度となった(図16)。

歩行訓練を受けた経験のある者の視覚障害者安全つえの使用頻度(図17)についてみると、ほぼ毎日(78.4%)、1週間に1回(5.4%)、2～3日に

1回(8.4%)、限られた場面のみ(7.8%)となっていた。歩行訓練を受けた経験のない者の使用頻度は、受けた経験のある者同様にほぼ毎日がもっとも多いが、56.9%にとどまっている。また、次に限られた場面のみが27.6%と多く、歩行訓練を受ける機会の有無が使用頻度に影響を及ぼしている可能性が示唆された(図17)。

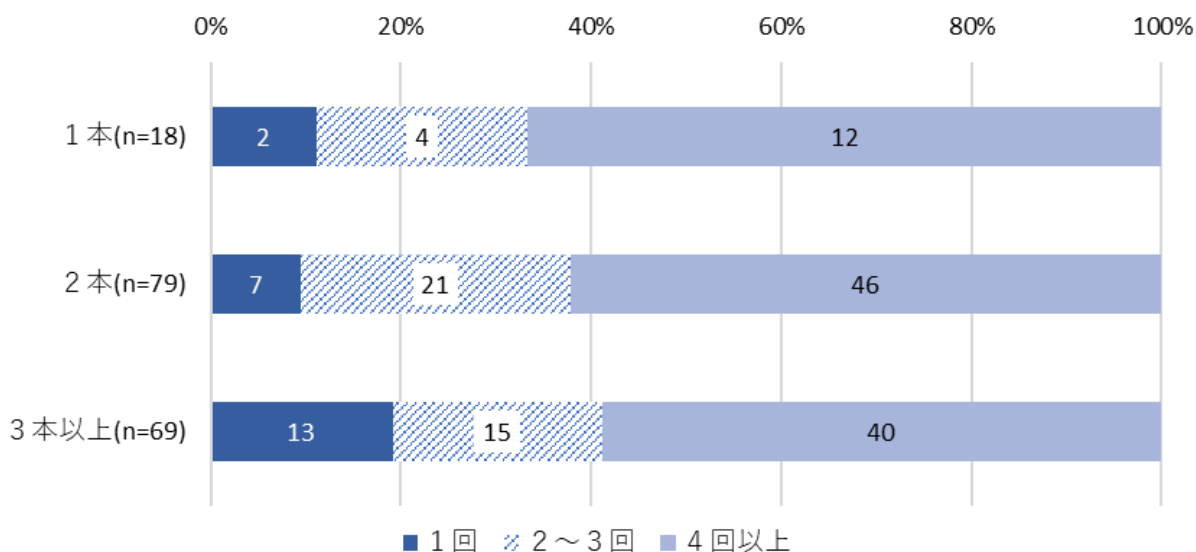


図16 視覚障害者安全つえの所持本数別の指導回数

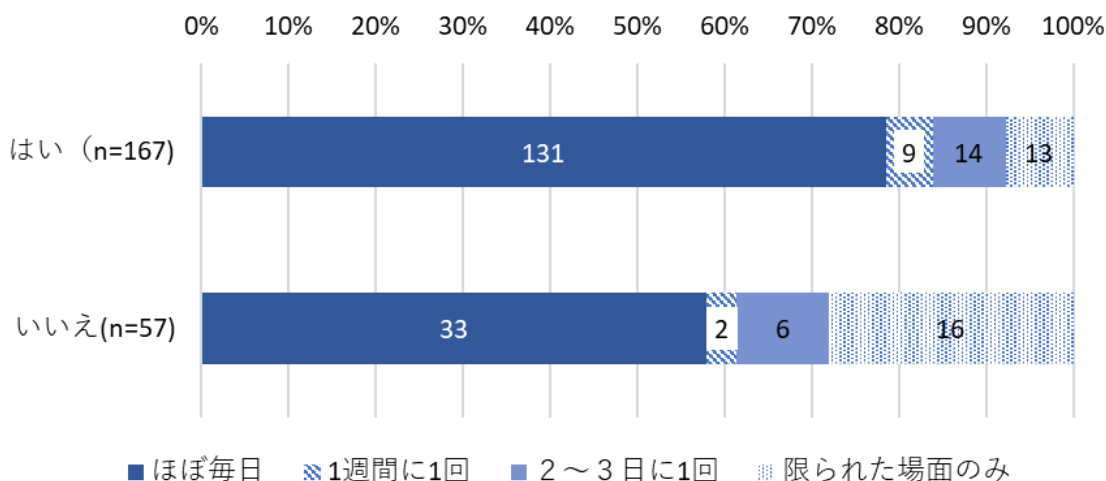


図17 歩行訓練を受けた経験別の日常の使用頻度

使いこなせるようになるまでの期間と歩行訓練の経験の有無についてクロス集計をした結果、歩行訓練を受けた経験がある者は、2週間以内が63名(37.7%)、2週間以上1か月以内が17名(10.2%)、1か月以上3か月以内が26名(15.6%)、4か月以上が36名(21.6%)となっており、使いこなせるようになるまでの期間は個人差が大きいことが示された。一方で、歩行訓練を受けているにもかかわらず、使いこなせるようにならなかった者も7名(4.2%)

存在していた(図18)。

居住地域別での訓練の経験の有無の状況をみると、経験ありと回答した割合は、北海道が6名(75.0%)、東北が7名(63.6%)、関東が64名(71.9%)、中部地方が25名(65.8%)、関西が34名(82.9%)、四国・中国が16名(80.0%)、九州が14名(82.4%)と、西日本が比較的高い割合となっていた(図19)。

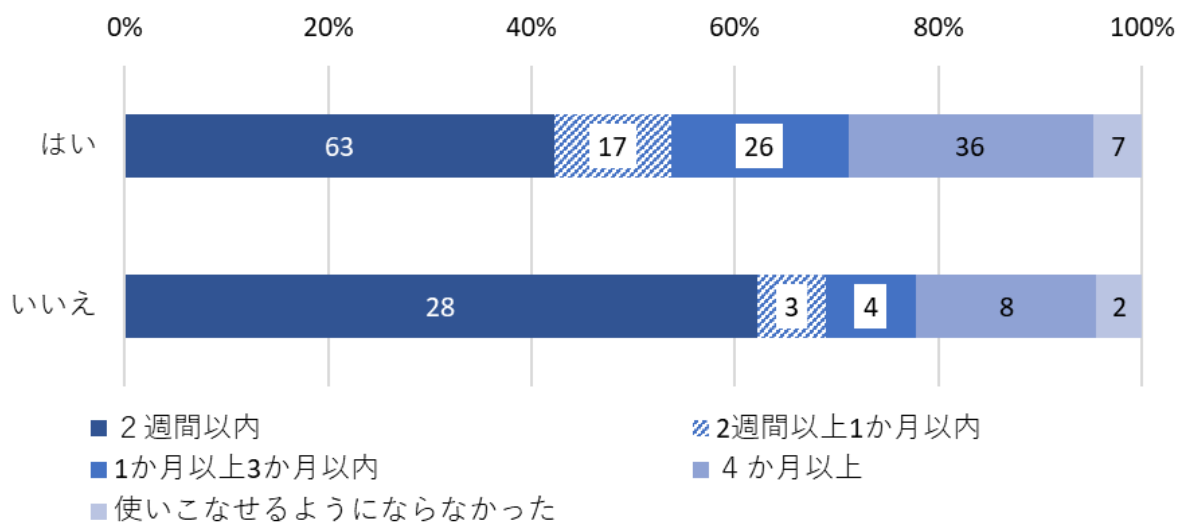


図18 歩行訓練を受けた経験別の視覚障害者安全つえを使いこなすようになるまでの期間

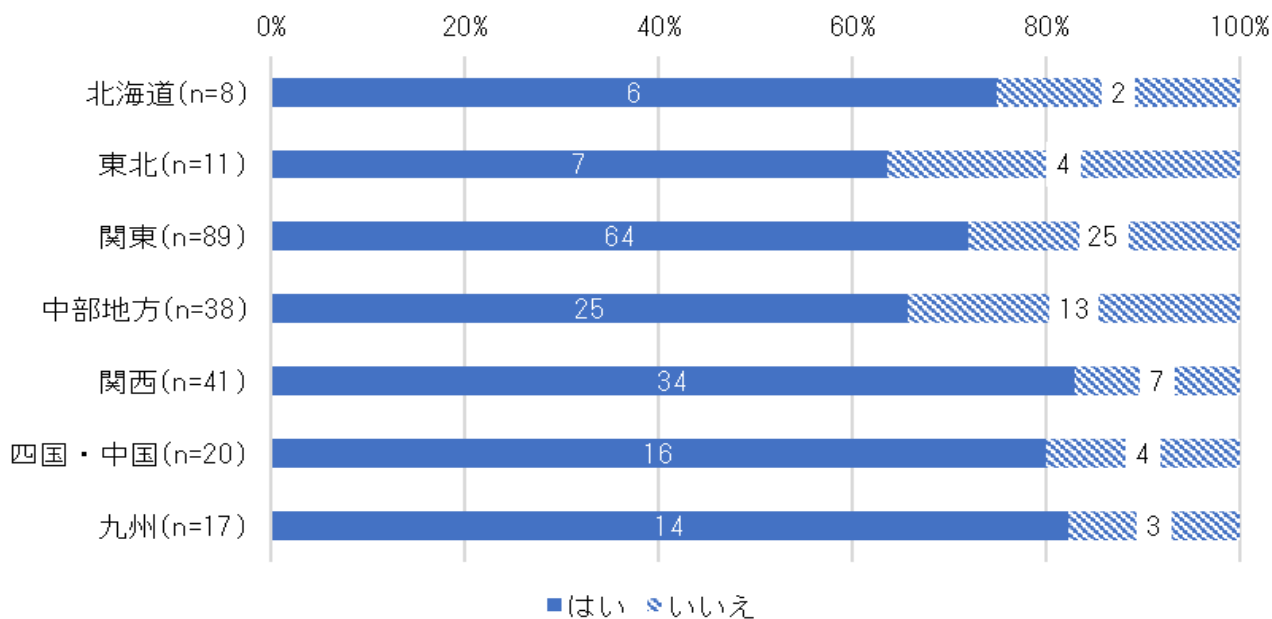


図19 居住地域別の歩行訓練の経験有無の割合

(3) 補装具支給申請に関する回答

補装具の申請に関して情報提供を受けた経験の有無について尋ねたところ、あるは210名(77%)、ないが61名(23%)であった(図20)。

上記質問で、「ある」と回答したものに対して、どこで情報提供を受けたか尋ねたところ、当事者団体を含む口コミ49名(23.6%)、役所47名(22.6%)、点字図書館などの福祉施設41名(19.7%)の順が多かった(図21)。

補装具の申請についてあきらめた経験があるか尋ねたところ、はいが82名(30.3%)、いいえが188名(69.4%)であった(図22)。

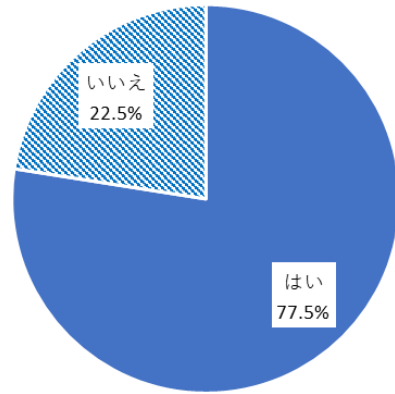


図20 補装具申請時の情報提供の供与の有無

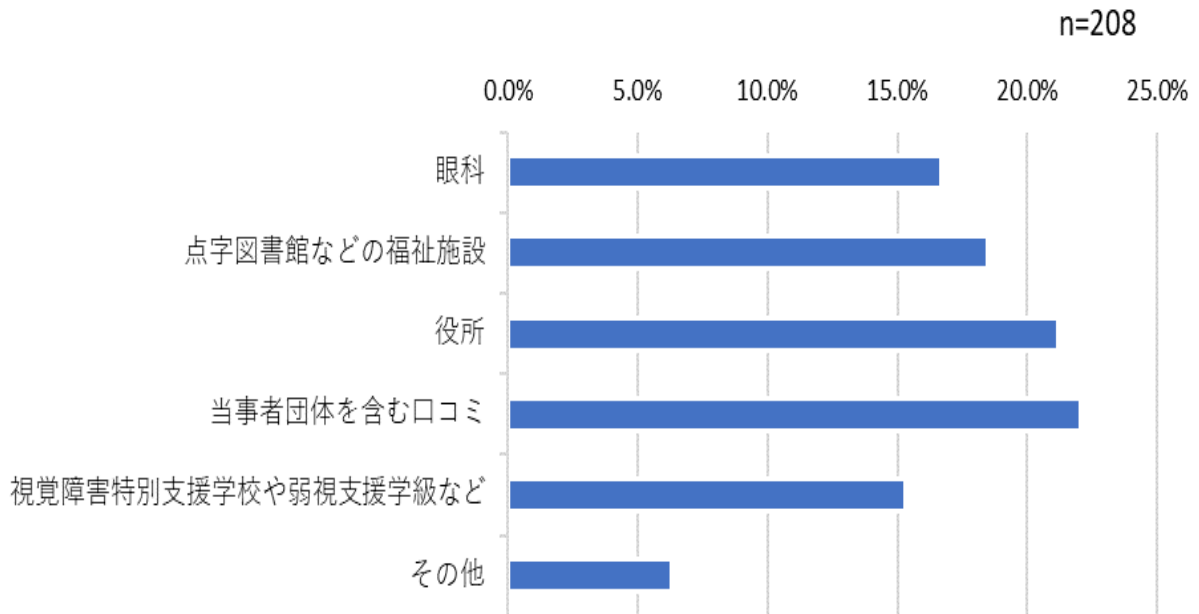


図21 補装具申請の際の情報提供元

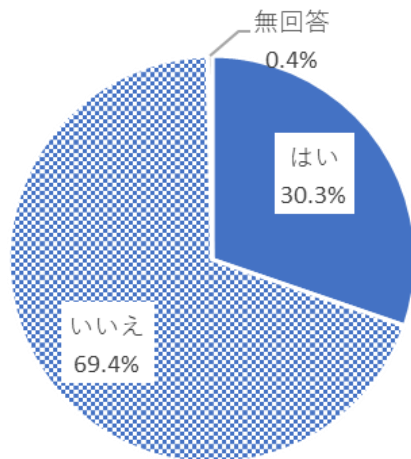


図22 補装具申請をあきらめた経験の有無

上記の質問で「申請をあきらめた経験がある」と回答したのに対して、その補装具の具体的な名称について尋ねたところ、視覚障害者安全つえ、眼鏡（遮光用）、眼鏡（矯正用）などが挙げられていた。

眼科で補装具を処方してもらったときに困った経験があるかを尋ねたところ、はいが23名（8.5%）、いいえが247名（91.1%）であった（図23）。

申請した補装具の中で活用できなかったものがあるかを尋ねたところ、はいが31名（11.4%）、いいえが239名（88.2%）であった（図24）。

上記の質問で、補装具の活用ができなかったものの名称を尋ねたところ、視覚障害者安全つえ、眼鏡（遮光用）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）などが挙げ

られていた。

補装具使用時に困った経験があるかを尋ねたところ、はいが92名（33.9%）、いいえが178名（65.7%）であった（図25）。

補装具の使用時に困難を感じたとき、どこへ相談したかを尋ねた結果、点字図書館などの福祉施設26名（39%）、その他21名（31%）、眼科15名（22%）、視覚障害特別支援学校5名（8%）、となっていた（図26）。

また、相談した結果、困難が解決したかを尋ねたところ、解決したが48名（62.8%）、解決しなかったが29名（37.7%）であった（図27）。

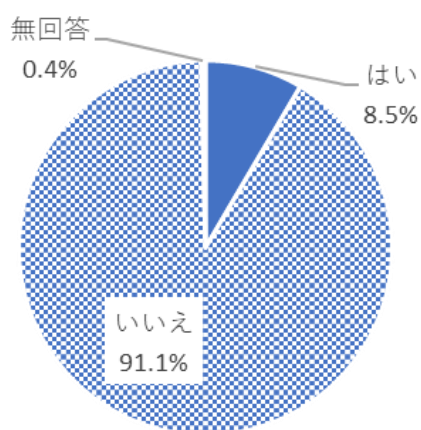


図23 眼科での補装具処方時に困った経験の有無

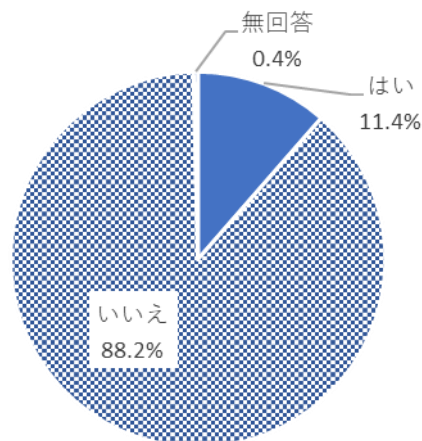


図24 補装具が活用できなかった経験の有無

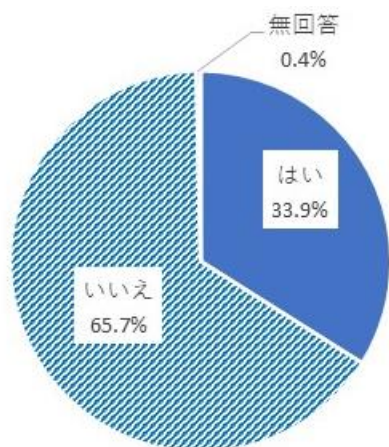


図25 補装具使用時の困った経験の有無

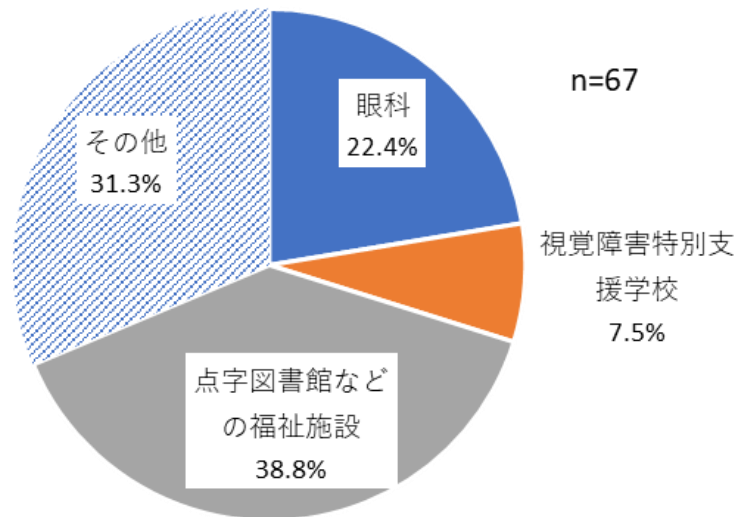


図 26 補装具使用時に困った際の相談先

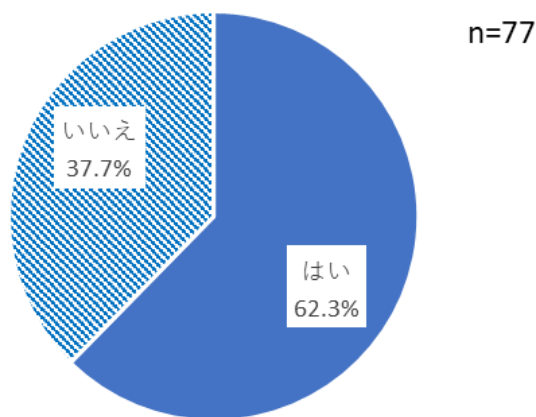


図 27 相談の結果が解決されたかの有無

(4) 日常生活用具に関する内容

日常生活用具の使用有無を尋ねたところ、あるは234名(86.3%)、ないは37名(13.7%)であった(図28)。

上の質問で「ある」と回答した者に対して、具体的に使用している日常生活用具について尋ねたところ、スクリーンリーダーが166名(70.9%)、デージー図書等録音再生機が165名(70.5%)、音声体重計が120名(51.3%)であった(図29)。

日常生活用具として購入したが活用していない、あるいは、活用できなかったものがあるか尋ねたところ、あると回答したのが67名(24.7%)、ないと回答したのが204名(75.3%)であった(図30)。

上の質問で「ある」と回答した者に対して、活用していない、あるいは、できなかった日常生活用具の名称を尋ねたところ、携帯型拡大読書器、据え置き型拡大読書器、点字ディスプレイなどが挙げられていた。

さらに、日常生活用具を活用していない、あるいは、活用できない理由について尋ねたところ、活用場面がないからが21名(31.8%)、症状の進行に伴い使えなくなったから(10名15.2%)、使い方がわからないからが6名(9.1%)、となっていた(図31)。

使用していない日常生活用具の状況について尋ねたところ、自宅にそのままおいてある(54名84.4%)がもっとも多く、次いで寄付した(4名6.3%)、

廃棄した（2名 3.1%）、となっていた（図 32）。
日常生活用具について困ったことがあるか尋ねた

ところ、はいと回答した者が 113 名（41.7%）、いいえと回答した者が 158 名（58.3%）となっていた（図 33）。

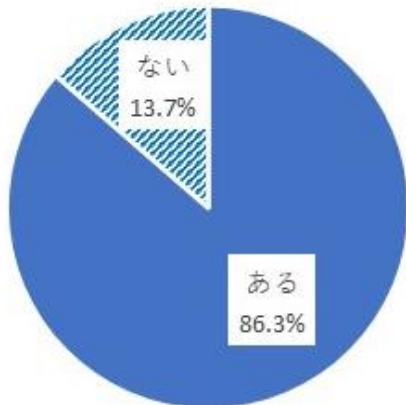


図 28 日常生活用具の使用の有無

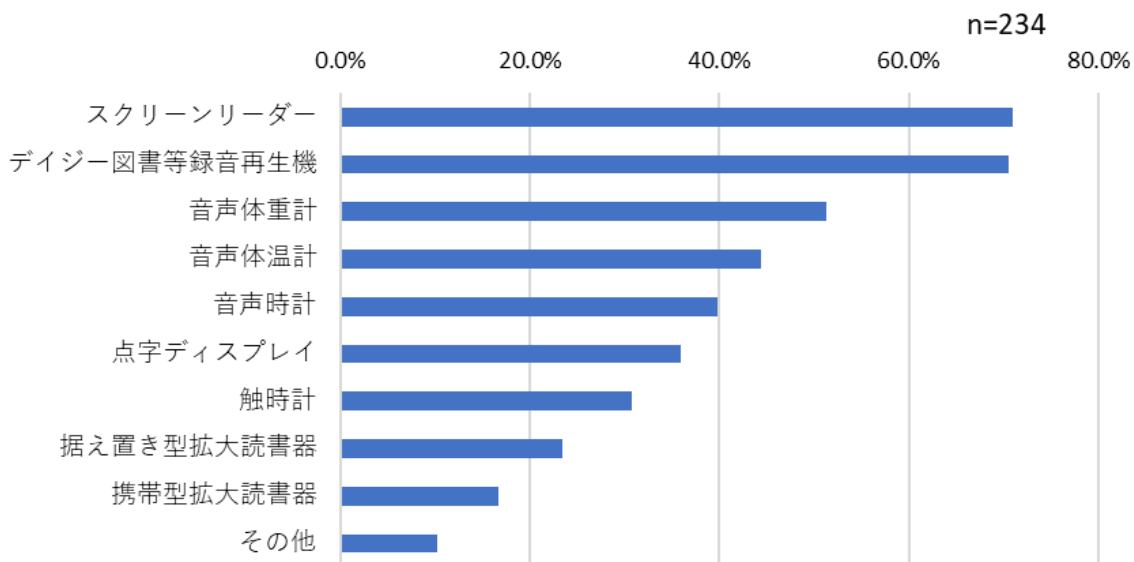


図 29 使用している日常生活用具

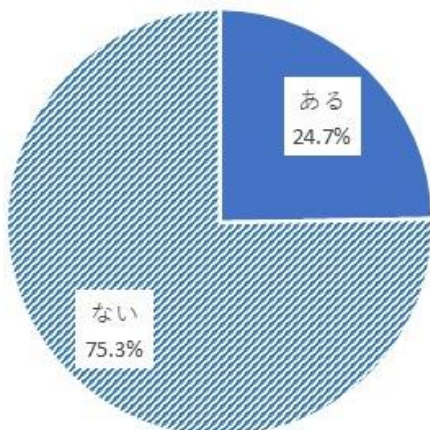


図 30 日常生活用具を購入したものの使用していない用具の有無

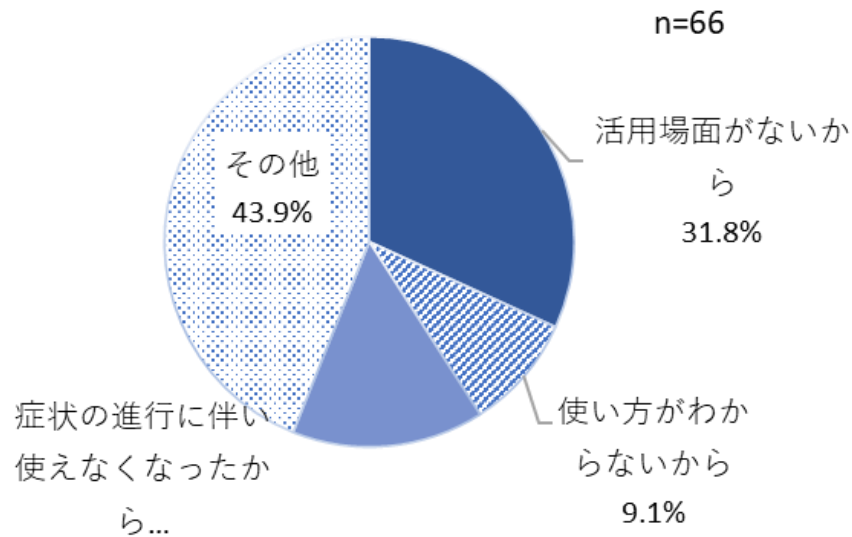


図 31 日常生活用具を使用していない理由

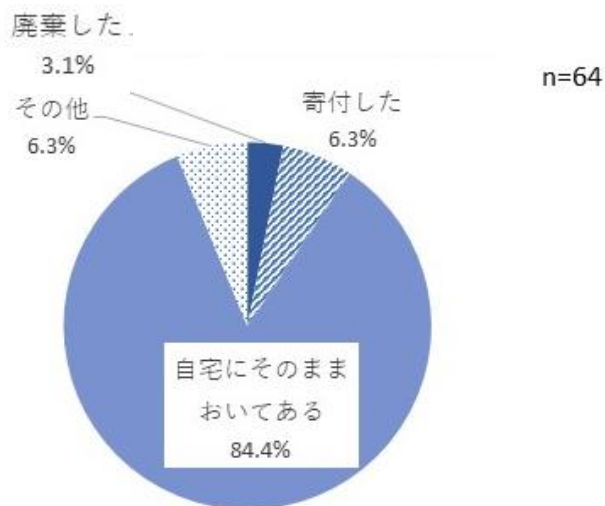


図 32 使用していない日常生活用具の状況

上の質問で、「はい」と回答した者に対して、具体的に何に困ったかについて尋ねたところ（図 34）、日常生活用具として登録されていないから申請ができないが 39 名（34.5%）、修理ができないのに、耐用年数がすぎているので新しいものに買い替えることができないが 26 名（23.0%）、自己負担額が高くて購入できないが 16 名（14.2%）、配偶者など家族に晴眼者がいると申請ができないといわれた 15 名（13.3%）使いたいのに使い方がわからないが 8

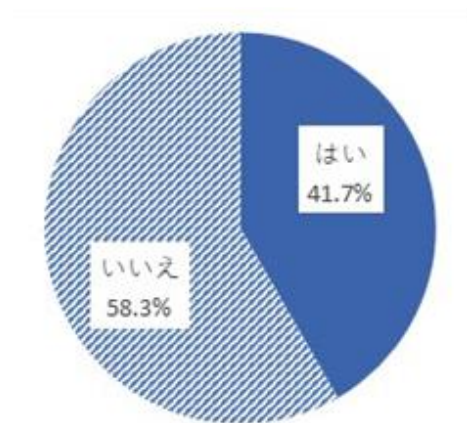


図 33 日常際かつ用具で困った経験

名（7.1%）、の順であった。日常生活用具に関して困ったときの相談先について尋ねたところ（図 35）、役所が 34 名（30.1%）、当事者団体が 34 名（30.1%）、点字図書館などの福祉施設が 23 名（20.4%）、眼科が 4 名（3.5%）、視覚障害特別支援学校が 2 名（1.8%）となっていた。相談した結果問題が解決したかについて尋ねたところ、はいと回答したものが 35 名（35.4%）、いいえと回答した者が 64 名（64.6%）であった（図 36）。

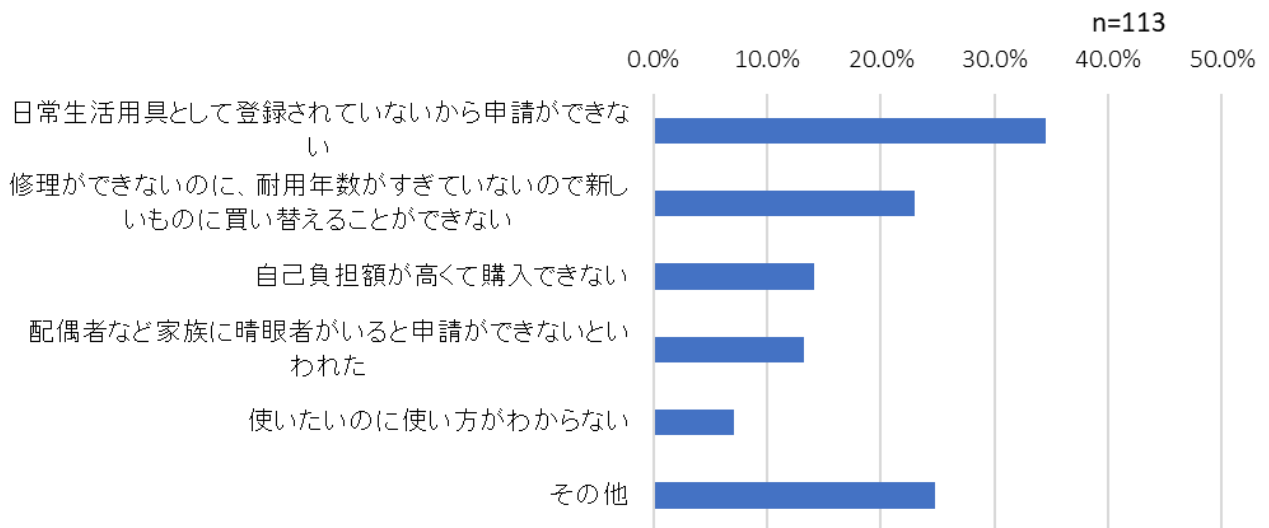


図 34 困った内容

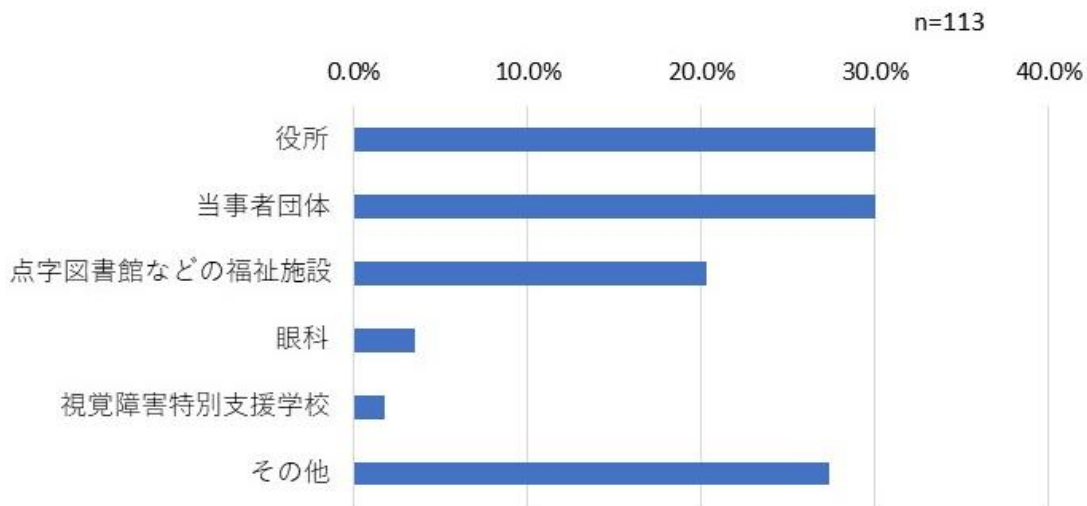


図 35 困った時の相談先

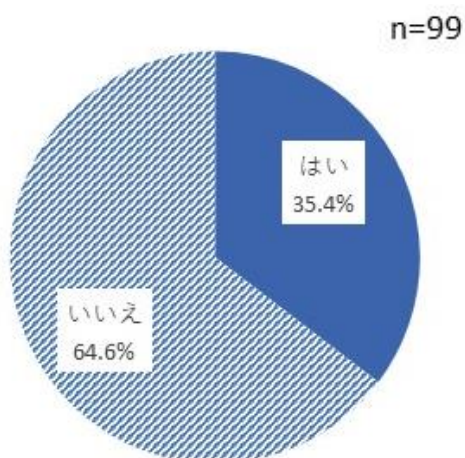


図 36 相談後、問題が解決したかの有無

D. 考察

(1) 補装具の使用状況について

補装具の使用状況について、本調査の結果から、「視覚障害者安全つえ」を使用している割合 83.3%と最も多かった。今回の調査対象者の属性をみると、1級、2級といった重度の視覚障害の状態を示す身体障害者手帳を所持している方が90%と多くを占めていた。このことが、白杖を使用する方の割合が多いことに影響しているのではないかと思われた。身体障害者手帳の等級を分けて分析することで、使用している補助具の割合は変わることがあると思われるが、今回は、最も使用している割合が多かった「視覚障害者安全つえ」に焦点をあて、その使用状況について考察する。

支給された視覚障害者安全つえは日常生活上、役に立っていると回答した者が98.2%となっていることから、視覚障害児・者にとって必要不可欠な補装具であることが確認された。その使用状況についてみてみると、所持数は他の補装具とくらべて複数所持（2本や3本）の割合が高く、環境によって使い分けが必要な補助具であることがわかった。

また、専門家からの訓練を受けた割合も74.2%と高く、その訓練回数も4回以上が50%以上と活用するまでには、複数回以上の訓練が必要であることがわかった。

しかしながら一方で、「視覚障害者安全つえ」を使用しているが、専門家からの訓練を受けた経験がない者が25.8%存在することがわかった。また、専門家からの指導を受けたことがない者は、指導を受けた経験のある者と比べて、視覚障害者安全つえの利用頻度は限られた場合しか使っていない割合が高かった。以上のことから、「視覚障害者安全つえ」の活用するためには、専門家による複数回の訓練が必要であること、そして指導の経験の有無が使用頻度に影響する可能性があることが示唆された。これは、補装具を適切に活用できない原因にもなるため、支給に関する情報とともに、活用するためには使い方に関する訓練が必要であるという情報を提供することが必要であると思われた。

「視覚障害者安全つえ」と同様の結果が補装具の中

で2番目に使用している「眼鏡（遮光用）」と3番目に使用割合の高かった「眼鏡（矯正用）」でもみられた。

使用している眼鏡（遮光用）の本数は、1本が47名（44.3%）2本以上が59名（55.7%）であり、場面に応じて使い分けている視覚障害児・者が半数程度いることが示され、屋内用・屋外用等の使い分けが行われているものは使い分けをしているもののうち43.3%であった。

3番目に使用割合の高かった眼鏡（矯正用）については、所持本数では、1本35名（47.3%）2本以上39名（52.7%）で、2本以上を所持している者のうち、44.6%が遠用と近用で使い分けを行っていた。専門家から眼鏡（遮光用）の使用訓練を受けた経験がある者は65.1%、眼鏡（矯正用）について専門家から訓練を受けた経験があると回答した者は50.0%にとどまっていた。屋内外での使い分けや見え方であった眼鏡（遮光用）をフィッティングするまた、眼鏡（矯正用）の処方には、主観的な感覚だけに頼るのではなく、眼科医や視能訓練士による客観的な評価に基づく処方が必要であり、今後、視覚障害児・者が眼鏡（遮光用）や眼鏡（矯正用）を必要とする時に眼科による処方・訓練が受けやすくするための環境を整備していくことが望まれた。

本調査の結果で最も使用割合の高かった「視覚障害者安全つえ」については、自分に合う視覚障害者安全つえを探す場所は、所持本数に係わらず、点字図書館をはじめ、販売店やメーカー、福祉施設など多岐にわたることが示された。また、自分に合う遮光眼鏡を探した場所として眼鏡店50名（47.2%）、眼科45名（42.5%）となっており、約半数が眼科医以外で補装具を探している実態が明らかとなった。

そして自分に合う眼鏡（矯正用）を探した場所としては、眼科37名（49.3%）、眼鏡店35名（46.7%）、その他2名（2.7%）となっており、視覚障害者安全つえと同様に選定時の相談場所が多岐にわたることがわかった。

以上のことから、各補装具を適切に活用するためにはどこで合わせるのが良いのか、どうしたら個人それぞれに合う選定が可能になるのかについて、さら

なる調査を行い、選定時のアセスメント方法等の検討が必要であると思われた。

(2) 補装具費支給申請に関する考察

補装具支給制度に関して、情報提供を受けたことがない者が22.5%となっており、補装具を希望するすべての障害者へ情報が届いていないことがあることがわかった。そのため、視覚障害者が必要なタイミングで適切な情報提供が行われる仕組みが必要であることが示唆された。

また、どこで情報を得たかについて尋ねたところ、当事者団体を含む口コミが23.6%と最も多かった。障害者手帳を給付される際には、役所の窓口で障害福祉サービスに関する説明が行われていると思われるが、本調査では22.6%しか、役所での情報提供を受けていなかった。視覚障害者は、情報障害者とも言われており、役所で提供している紙媒体の資料では活字を読むことが難しいなどといった見えにくさから情報を得ることが難しい場合がある。視覚障害者に対する役所窓口での情報提供のあり方については、今後さらなる検討が必要なものと考えられる。加えて、本調査では補装具申請を行う眼科での情報提供が16.6%を示した。眼科における補装具制度に関する情報提供のあり方についても今後検討が必要であることが示唆された。

また、補装具申請をあきらめた経験があるか尋ねたところ、30.3%が申請をあきらめた経験があり、その具体的な補装具として視覚障害者安全つえ、眼鏡（遮光用）、眼鏡（矯正用）があげられていた。自由回答から、用途が異なる複数申請が却下されている現状や耐用年数、申請にかかる時間的問題がみられた。具体的には視覚障害者安全つえに関しては、注意深く歩行に使用していても、歩きスマホや自転車等との衝突事故によるやむを得ない破損は十分に想定され、これに対して耐用年数が経過していないことを理由に断るとするのは、視覚障害者の社会参加の妨げになっている可能性がある。また、移動障害者である視覚障害者が、補装具の申請のために眼科や役所へ行く交通手段がないため申請に困難を感じることもあるかもしれない。特に、交通インフラ

が整備されていない地方都市では申請をあきらめざるをえない状況が容易に想像できるため、移動障害、かつ、読み書きが困難な視覚障害者でも、単独で補装具申請が可能となる支援等、環境整備について検討する必要があると思われた。

眼科での補装具申請に関しては、眼科で補装具申請をした者の91.1%が困難を感じることなく申請手続きができていたため、眼科で申請を行うことは、視覚障害児・者にとっても簡便であることが示唆された。

次に申請した補装具の中で活用できなかったものがあるか尋ねた項目では、88.2%がないと回答する一方で、11.4%はあると回答しており、具体的には視覚障害者安全つえや眼鏡（遮光用）、眼鏡（弱視用焦点調整式）等があげられていた。前述したように十分に補装具を活用するには使用方法についての情報提供や訓練が必要である。補装具を申請したすべての人が活用できなかった理由の1つとしては、使用方法についての情報提供や訓練とうまくつながることができていないことが考えられる。

補装具に関する申請は眼科、活用に必要な訓練は点字図書館などの福祉施設と支給と活用の段階で相談先が異なるために、一貫した支援が受けられない可能性も考えられる。例えば、補装具で困った際の相談先として、39%の者が点字図書館などの福祉施設をあげており、眼科は22%となっている。この場合、患者に処方された医学的書見が点字図書館などの福祉施設に共有された上での相談であれば、連携による支援といえるが多くの場合、患者が眼科や点字図書館などの福祉施設をその時々で選んでいるため、一貫した支援が受けられない結果が生じている可能性が考えられる。そのため、補装具に関して相談に足を運んだものの37.7%が問題解決に至っていないと回答している。

このように補装具についての相談先が多様化しているために必要な支援につながりにくく、支給を受けた補装具が活用できないといったことがあるのではないかと思われた。

(3) 日常生活用具に関する考察

日常生活用具の使用について尋ねたところ、86.3%が使用しており、スクリーンリーダーやデージー図書等録音再生機、音声体重計などいずれも日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠なものが多くあげられていた。

しかし、24.7%の回答者が活用できていない、あるいは、使用していない日常生活用具があると回答し、具体的には、携帯型拡大読書器、据え置き型拡大読書器、点字ディスプレイがあげられていた。活用していない理由として、活用場面がないが31.8%、使い方がわからないからが9.0%であった。これらは、すべて自宅に届いてすぐに活用できるものではなく、ある一定期間の専門的な訓練を受けることで活用できるようになるものであるため、日常生活用具においても給付とともに使用方法の訓練等、活用に関する支援の必要性が示唆された。

また、症状の進行によって活用が困難になったと回答したものが15.2%あり、こうした人も含め、使用していない日常生活の所在について尋ねたところ、自宅にそのままおいてあるが84.4%、寄付した6.3%、廃棄した3.1%となっており、こうした使用されていない日常生活用具の活用についても今後検討の必要があると思われた。例えば、日常生活用具の活用訓練が十分に行えない背景の1つに、病院に拡大読書器などの日常生活用具が常設されていないことで活用方法の情報提供ができていない場合があることが考えられる。こうした場合、活用訓練のために、使用されなくなった日常生活用具をリユースするような取り組みがあれば、持続可能な給付制度へとつながる可能性が高まるのではないかと考えられた。

日常生活用具に関して困難を感じた経験があると回答したものは41.7%で、具体的には、日常生活用具として登録されていないから申請ができない39名(34.5%)、修理ができないのに、耐用年数がすぎているので新しいものに買い替えることができない26名(23.0%)、自己負担額が高くて購入できない16名(14.2%)、配偶者など家族に晴眼者がいると申請ができないといわれた15名(13.3%)、使いたいのに使いがわからない8名(7.1%)となつて

いて、これらは日本視覚障害者団体連合が行った調査[1]と同様の結果を示していた。

特に、科学技術の進歩に伴い、新しい日常生活用具が開発される中、地方自治体が新たな給付を認めるかどうか判断することは難しいことが指摘されている。地方自治体は、日常生活用具の実施要綱を定期的に見直す仕組みを設定していないことや厚生労働省が示す例示が給付してもよい日常生活用具であるといった認識が浸透していることもあり、視覚障害児・者のニーズに応じた運用がしづらい現状があると指摘されている[1]。その結果、本研究で示されたような日常生活用具の給付において視覚障害児・者のニーズと給付との相違が生じているものと考えられた。

さらに、日常生活用具に関して困難を感じたときにどこに相談したかを尋ねたところ、役所が34名(30.1%)、当事者団体が34名(30.1%)、点字図書館などの福祉施設が23名(20.4%)、眼科が4名(3.5%)、視覚障害特別支援学校が2名(1.8%)となっていた。

また、相談した結果、問題が解決したかについて尋ねたところ、はいと回答したものが35名(35.4%)、いいえと回答した者が64名(64.6%)であり、問題解決にいたっていないことが3割あることがわかった。

日常生活用具として登録されていないから申請ができない、配偶者など家族に晴眼者がいると申請ができないといわれた、といった状況は、補装具に関わる自治体職員の日常生活用具の支給制度についての理解不足等が影響していると思われる。

また「使いたいのに使いがわからない」のような困難が相談先で解決できなかった背景には、相談先では使い方を教えることができなかった可能性が考えられる。これは、補装具と同様、日常生活用具においても十分に活用するには、その使用方法についての情報や活用についての訓練を必要とするという認識が相談を受ける側に不足していることも考えられる。今後、日常生活用具の給付における困難を少しでも改善する取り組みとして、日常生活用具の支給に関わる自治体職員や、各種相談に応じる必要の

ある職員へ向けて、正しい知識を得ることができる情報提供の場などの環境調整が必要ではないかと思われた。

E. 結論

本研究では、視覚障害児・者に対する補装具及び日常生活の支給及び活用実態調査を視覚障害児・者に対して行った。

その結果、多くの視覚障害児・者がこれらの制度を利用していることが示された。一方で、補装具や日常生活用具をうまく活用できていないとの結果や制度を利用する際の情報提供元や選定先、困った際の相談先が多様化しているという結果が示された。以上のことから

1. 支給に関する情報とともに、十分に活用するためには、その使い方についての訓練が必要であるという情報提供
2. 社会参加のために活用できる補装具や日常生活用具の支給につながる選定時のアセスメント方法等の検討
3. 補装具や日常生活用具の選定、支給に関わるすべての者が支給制度についての正しい知識を得ることができる情報提供の場などの環境調整が必要であることが示唆された。

F. 健康的危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

I. 引用文献

[1] 視覚障害者のための日常生活用具と補装具の給付及び貸与の実態調査事業, 社会福祉法人日本盲人会連合, 平成 29 年 12 月